

# 令和6年度の国民健康保険税について

## 1 国民健康保険制度の納付金（標準保険料率）と保険税の賦課・徴収の流れ



- ① 県は、県全体の「保険給付費※1」を推計し、「納付金」の総額を決定。各市町村の医療水準と所得水準に応じて納付金を按分し、市町村毎の保険料水準を表す「標準保険料率」とともに提示する。
- ② 市町村は、県から示された「標準保険料率」を参考に市町村独自の料率を決定し、保険税を賦課する。
- ③ 被保険者から保険税を徴収する。
- ④ 徴収した保険税等を財源に県へ納付金を支払う。

※1「保険給付費」とは、医療費（10割分）から患者の自己負担分を除いたもの。保険者の歳出にあたる。

## 2 令和6年度の納付金について

### (1) 納付金の前年度比較

（単位：円）

区分	令和5年度（本算）	令和6年度（本算）	増減
医療給付費分	831,872,916	851,609,046	+19,736,130
後期高齢者支援金分	302,791,860	296,113,926	△6,677,934
介護納付金分	105,331,148	101,939,817	△3,391,331
計	1,239,995,924	1,249,662,789	+9,666,865

- ⇒ 今回提示された本市の令和6年度の納付金は、令和5年度に比べ、約966万円の増
- ⇒ 被保険者数が減少しているが、納付金が上昇している。

（県納付金の増加理由）

- ・ 県の試算において令和6年度の一人当たりの保険給付費が上昇する見込みであること。
- ・ 令和4年度に続き、令和5年度も県全体の保険給付費が見込みを上回っており、本来、令和6年度の納付金増額の抑制に活用できるはずの決算剰余金が活用できない。

#### 【県の一人当たり保険給付費】

令和5年度（本算定）	317,339円	対前年度	+8,821円（102.85%）
令和6年度（本算定）	335,981円	対前年度	+18,642円（105.87%）

### (2) 本市の一人当たり納付金の推移（被保険者数：5年度 8,452人、6年度 8,082人）

一人当たり納付金とは、岩倉市が県に支払う納付金を被保険者数で除したもの。

令和5年度（本算定）	146,702円（49位）	対前年度	+12,100円（108.98%）
令和6年度（本算定）	154,623円（51位）	対前年度	+7,921円（105.40%）

#### 【県の一人当たり納付金】

令和5年度（本算定）	158,002円	対前年度	+13,186円（109.11%）
令和6年度（本算定）	166,930円	対前年度	+8,928円（105.65%）

### 3 税率の検討について

(単位：円)

区分	集めるべき税額①	収納見込額②	不足額 ②-①
A案 改正なし（現行のまま）	1,060,389,975	904,108,625	△156,281,350
B案 標準保険料率基準		1,017,019,386	△43,370,589
C案 // +均等割・平等割を軽減		1,017,731,268	△42,658,707

- ・（C案）所得割：小数点第二位四捨五入+0.1、均等割：千円未満切捨て、平等割百円未満切捨て
- ・「集めるべき税額①」は、標準保険料率の税率及び収納率95.27%で県が算定したもの。
- ・「収納見込額②」は、実際に集まる収納見込額で、令和5年度実績から91.00%で見込んでいる。

### 4 現行の税率と標準保険料率及び改正案の比較

区分		医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	計
所得割	現行	6.60%	2.70%	2.30%	11.60%
	標準保険料率	7.27%	2.80%	2.33%	12.40%
	<b>改正案（C案）</b>	<b>7.40%</b>	<b>2.90%</b>	<b>2.40%</b>	<b>12.70%</b>
均等割	現行	26,100円	9,700円	11,000円	46,800円
	標準保険料率	30,358円	11,399円	11,615円	53,372円
	<b>改正案（C案）</b>	<b>30,000円</b>	<b>11,000円</b>	※2 11,000円	<b>52,000円</b>
平等割	現行	17,000円	6,300円	5,000円	28,300円
	標準保険料率	20,569円	7,723円	5,907円	34,119円
	<b>改正案（C案）</b>	<b>20,500円</b>	<b>7,700円</b>	<b>5,900円</b>	<b>34,100円</b>

※下線は、標準保険料率を超えた設定をしたもの。

※2 介護納付金分の均等割は据え置き。

### 5 令和6年度の国民健康保険税（案）について

令和3年度、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による景気や雇用の悪化等の状況を考慮し、繰越金を活用して税率を据え置いたが、令和5年度は3年ぶりに税率改正を行った。

令和6年度の国民健康保険税は、県全体の保険給付費の上昇から県への納付金が上昇していること、また、本市税率と標準保険料率との乖離及び繰越金の残額状況から、標準保険料率を参考とした増額改正を行う。

なお、低所得者の影響に配慮するため、均等割・平等割の軽減を図る。

【1人世帯（40歳以上）の場合の改定率】

- ・B案（配慮前）7割軽減適用者 16.9% 5割軽減適用者 12.7% 2割軽減適用者 12.4%
- ・C案（配慮後）7割軽減適用者 14.2% 5割軽減適用者 12.2% 2割軽減適用者 12.1%

### 6 繰越金の状況について

(単位：千円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
繰越金	222,301	216,153	162,206	60,000（見込）	40,000（見込）
予算計上額	51,270	69,567	69,233	19,461（案）	—
税率改正	据置	据置	増額	増額	